平成２９年（フ）第４５号
宮崎県日向市江良町４丁目121
破産者　辺輪浩一朗
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５号
札幌市中央区北３条東２丁目２番地５　若葉ビル、開始決定時の住所北海道新冠郡新冠町字朝日240番地
破産者　榊　　明彦
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
山形市八日町２丁目１番14号　フラッツ17211号、前住所山形県村山市大字湯野沢1103番地
破産者　三井　辰之
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６号
福島県いわき市自由ケ丘20番地の２　エクラシエ自由ケ丘203
破産者　及川　貴志
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５４号
富山県小矢部市胡麻島160番地
破産者　忠永　　明
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第６８号
富山県南砺市香城寺145番地
破産者　中川ガラスこと　中川　圭三
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第９４号
富山県高岡市城東１丁目３番９―401号　県営住宅
破産者　啓塚　真二
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１７号
富山県高岡市上関町８番８―101号　メゾン・ド・ナウエル
破産者　堀田　修一
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３号
岐阜県飛騨市神岡町殿1081番地17　Ｂ棟202号（開始決定時の住所愛知県清須市土田川田１番地４　川田ビル302）
破産者　徳永　伸樹
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２８４０号
大阪府四條畷市蔀屋本町８番１号　アムール植村107、旧住所大阪府交野市森南１丁目50番３号
破産者　佐藤　朋子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０００号
大阪市住吉区墨江４丁目10番11号　浜田ハイツ　401号、前住所大阪市住吉区遠里小野４丁目３番12号
破産者　川向　幸治
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８３号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目１番２―104号、開始時の住所大阪市北区本庄西２丁目18番14号
破産者　建築舎渡部こと　渡部　公造
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９７号
堺市中区辻之927番地
破産者　奥野　勝徳
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
兵庫県川西市清和台東２丁目４番地の14807
破産者　高槻　美穂
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
福岡県久留米市三潴町西牟田4571番地12
破産者　福山　美貴
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６３６号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1221番地　カルム尾崎Ａ101号
破産者　宮本　泰治
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１９号
北九州市八幡東区枝光４丁目14番12―403号
破産者　畠中　宏幸
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部